

2019年7月17日

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課
新開発食品保健対策室 御中

「ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領（案）」への意見

日本生活協同組合連合会
専務理事 藤井 喜継

ゲノム編集技術応用食品等の食品衛生上の取扱いについては、開発者等による事前の届出が十分に行われるよう仕組みの検討が課題とされてきました。この度、国民の論議に資する提案をいただいたことに敬意を表します。

消費者の選択の権利の保障の見地から、実効性の高い制度が必要不可欠です。また、現状では、ゲノム編集技術応用食品に関する国民への説明が十分ではなく、消費者は漠然とした不安を抱えています。併せて、国民へのリスクコミュニケーションの推進が必要です。以上のことから、今般の取扱要領（案）について意見を申し述べます。

1. 抜け道のない、実効性の高い制度の構築

消費者の選択の権利を確保する上で、実効性ある届出制度の構築は極めて重要です。しかし今回示された取扱要領（案）では、この届出制度に抜け道を作ってしまう懸念があります。特に、後代交配種の取扱いなど新開発食品調査部会等では論議されなかった内容が含まれており、実効性を高めるためには届出対象をより幅広く設定すべきと考えます。また、商用されるものが漏れなく届出されるために、届出以前のしくみや通知に従わない事業者への対応等についても強化すべきです。

2. 取扱事業者の取締りの徹底（ルールに従わない業者への罰則の明確化）

「本通知に従わない事実が確認された場合にあっては、経過等を確認の上、本通知に従っていない旨を当該開発者等の情報と共に公表する場合がありますので留意すること。」とあり、従わない開発者等の情報を公表することについて賛同します。

しかし、「経過等を確認の上」「公表する場合があります」「留意すること」などの表現は全体的に弱く感じられます。ルールに従わない事業者は必ず公表するなど、届出等が漏れなく実効性のあるものとなるような制度を設計してください。

3. 事前相談の位置づけの明確化と関連省庁の連携

届出等に先立ち、事前の相談窓口を設けることで、開発者等による届出等の手続きが漏れなく、適切にされるものと期待できます。また、事前相談により蓄積される個別の相談事例は、社会全体での認識を摺り合わせていくうえでも有用です。環境省、農林水産省等関係する省庁と緊密に連携し、開発者、関係者等に事前相談を推奨するようお願いします。

4. 後代交配種の取扱いの再検討

ゲノム編集技術を応用した生物の後代交配種についても、届出の対象にしてください。後代交配種を届出対象から除外するかどうか、これまで公式な検討は行われていません。

届出・公表された品種の後代交配種の情報が厚生労働省に寄せられない状況では、消費者が食品を選ぶ際、その食品がゲノム編集技術を応用して生み出されたものかどうかを知る術がありません。また、積極的に情報を蓄積しておくことは、何か問題が生じた場合の速やかな対応への備えという観点から、極めて重要です。後代交配種を届出対象から除外することは、問題が発生した時の対応を困難にする恐れがあり、見直しを求めます。

5. ゲノム編集技術応用食品の定義と届出対象範囲の明確化

「ゲノム編集技術応用食品」について、下記の3つに定義されました。

- ①ゲノム編集技術によって得られた生物の全部若しくは一部
- ②当該生物の全部若しくは一部を含む物
- ③ゲノム編集技術によって得られた微生物を利用して製造された物又は当該物を含むもの

消費者にとっては、①と②の相違点は分かりにくく、③についてはどのようなものを具体的に想像することは困難です。また、上記の②および③の一部（当該物を含むもの）は届出の対象として記載がありません。

ゲノム編集技術応用食品の食品衛生上の取扱要領をまとめるにあたり、定義や届出範囲は丁寧な論議の上で定める必要があります。そしてこれらを、開発者・消費者双方にとって認識の違いが生じないように、例示するなどして明確に示してください。

6. リスクコミュニケーションの徹底と制度の見直しについて

現時点ではゲノム編集技術応用食品の流通実態はありません。今後どのような事態が発生するか、予想がつかない部分があります。まずは広く国民とのリスクコミュニケーションを推進し、この技術の必要性や安全性について、理解されるように丁寧な対応が必要です。また、今後の実際の流通状況を注視し、適宜制度の運用状況の検証を行い、必要に応じた見直しを行うよう要望します。

以上